

山口市生活安全課からのお知らせ

交通災害共済の御案内

金融機関の窓口で直接お申し込みください

令和8年度

家族そろって

交通災害共済

に加入しましょう!

安心の毎日 わずかな会費で 最高100万円の見舞金

令和8年度 会員募集

共済期間: 令和8年4月1日~令和9年3月31日

会費 年額 1人 500円

加入受付: 令和8年3月2日~

交通災害共済のあらまし

交通災害共済とは、山口県内の全町と山口市、萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市が共同で実施する共済制度で、加入者のみなさんが交通事故にあわれた場合、その会費から見舞金をお支払いする相互扶助の制度です。

山口県市町総合事務組合交通災害共済

★交通災害共済加入申込みにかかる個人情報の収集・利用・管理については、山口県市町総合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適正に取り扱います。

交通災害共済は、市内に居住し、住民基本台帳に記録されている方であれば、年齢を問わず加入できます。また、組合市町の区域内の学校に在学している方、並びに就学等のため、組合市町の区域外に転出している方については、組合市町外在住の方でも加入できます。

会費は年額1人500円です。

(※加入資格等詳しい内容については加入申込書(回覧)をご覧ください。)

加入申込受付は、3月2日以降、中国5県内のゆうちょ銀行、郵便局窓口、山口銀行、JA で行います。加入申込書に、住所、氏名等必要事項をご記入のうえ、会費を添えてお申し込みください。

加入申込書は、市生活安全課、小郡・秋穂・阿知須・徳地・阿東各総合支所地域振興課、各地域交流センターおよび徳地・阿東各分館、大海総合センターで受け取れます。



【問合せ先】

山口市 地域生活部生活安全課

電話: 083-934-2986